

2 日目

【 1 0 月 2 6 日 (日) 】

情報収集・共有・伝達訓練実施要領(訓練No. ⑱)

1 主眼

- (1) 情報収集活動用ドローンによる被害状況の把握及び映像送信
- (2) 通信支援小隊(無線中継車)の現場映像送信による情報共有
- (3) 映像送受信時の連絡体制の確立
- (4) 送信された映像を用いた活動調整及び部隊運用
- (5) 緊急消防援助隊動態情報システムを活用した情報共有

2 実施日時

令和7年10月26日(日) 活動隊到着から11:30まで

3 実施場所

- (1) 総務省消防庁
- (2) 奈良県庁(消防応援活動調整本部)
- (3) 奈良県広域消防組合消防本部
- (4) 各訓練会場

4 参加機関

- (1) 総務省消防庁
- (2) 奈良県
- (3) 緊急消防援助隊府県大隊
- (4) 緊急消防援助隊各部隊
- (5) 奈良県広域消防組合消防本部

5 実施内容

- (1) 通信支援小隊(無線中継車)による現場映像送信による情報共有
- (2) 情報収集活動用ドローンによる災害現場の全容把握及び映像送信
- (3) 緊急消防援助隊動態情報システムを活用した情報共有

6 地域衛星通信ネットワークによる映像送信要領

- (1) 地域衛星通信ネットワークによる映像送信時間は次のとおりとし、該当する通信支援小隊は、割り当てられた時間帯に映像送信を行うものとする。

通信支援小隊による現場映像送信計画

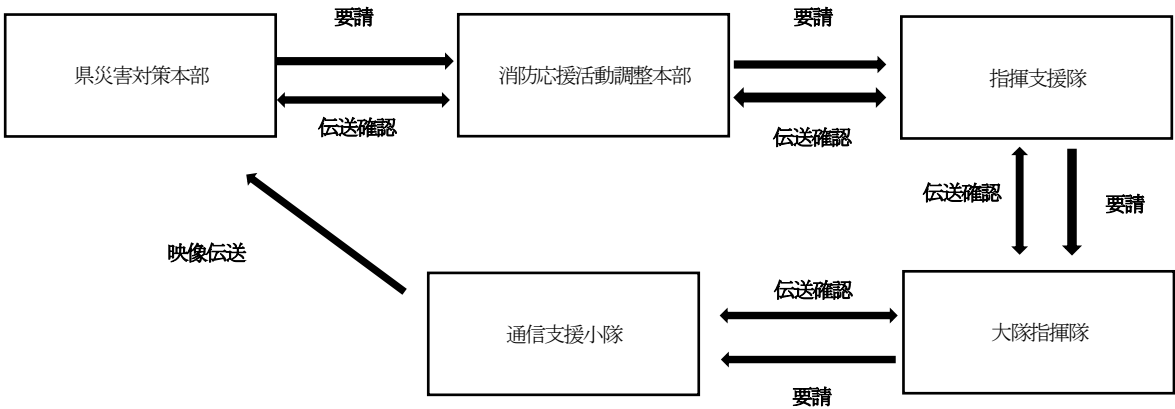
通信支援小隊(26日)			
小隊	映像伝送時間	配信ch	備考
姫路市	10:00~11:00	当日周知	

※当日活動する場所において現場映像伝送を行うこと。

- (2) 通信支援小隊等は、割り当てられた時間までに、資機材等の準備を行い、リモートUATを実施しておくこと。
- (3) 消防応援活動調整本部、及び統括指揮支援本部は送信された映像を受信し、必要な情報を得るものとする。なお、映像の送受信の確認等については後述の連絡体系図をもとに、意思疎通を図ること。連絡については緊急消防援助隊動態情報システム及び訓練当日に示す電話番号を活用するものとする。

ア 通信支援小隊

通信支援小隊による現場映像送信計画を基に消防応援活動調整本部から各現場映像の配信の要請を行う。消防応援活動調整本部は計画時刻に映像受信ができるよう要請を行うこと。



- (4) 地域衛星通信ネットワークによる映像送信時は、原則として送信画面に次の情報を付加すること。
 - ア 送信隊名(例) 「〇〇部隊 〇〇消防本部(局) 無線中継車」
 - イ 映像種別(例) 「ライブ映像」「録画映像」

7 情報収集活動用ドローンによる情報収集及び映像送信要領

- (1) 情報収集活動用ドローンの飛行可能時間は次のとおりとし、情報収集活動用ドローンを運用する隊は、現場を指揮する府県大隊長等と協議し、飛行時間を調整の上、映像送信を行うものとする。

実施場所	飛行時間
広陵町エリア	活動場所到着～11：30
高取町エリア	活動場所到着～11：30

- (2) 同一訓練会場内におけるドローンの同時飛行については、消防機関及び関係機関で綿密に調整し、事故防止等に努めること。
- (3) 情報収集活動用ドローン映像の情報共有方法は別に定める。

8 その他

- (1) 地域衛星通信ネットワークへの映像伝送サービス利用予約申込については、訓練参加機関に

において事前に申請すること。

- (2) 現場を指揮する府県大隊長は、映像送信の開始又は終了する場合において、その旨を担当する指揮支援本部に連絡すること。
- (3) ハイスペックドローン（作成したオルソ画像を含む。）、デジタルカメラ、携帯電話等で撮影した静止画像は、必要に応じて緊急消防援助隊動態情報システムにアップロードすること。

航空指揮本部及び航空指揮支援本部設置運営訓練実施要領（訓練 No. ⑬）

1 主眼

航空指揮本部を中心とした航空部隊運用訓練を実施し、受援能力の強化及び航空指揮支援隊並びに管轄消防本部との連携活動能力の向上を図る。また、航空部隊受援計画に定める受援体制の確立、航空指揮本部及び航空指揮支援本部を中心とした効率的な部隊運用等について、計画の実効性を検証する。

2 想定

令和7年10月25日（土）9時00分、中央構造線断層帯を震源とする大規模地震が発生。広陵町及び高取町において最大震度6強を観測。また、数日前からの大雨の影響もあり土砂災害等の甚大な被害が発生している。

3 実施日時

令和7年10月26日（日）8時30分から11時30分まで

4 実施場所

ヘリベース

奈良県ヘリポート（奈良県奈良市矢田原町2450番地）

【N34° 39' 23" E135° 53' 05" 】

5 参加機関

（1）航空指揮本部

奈良県防災航空隊

（2）航空指揮支援本部

岡山県消防防災航空隊

静岡県消防防災航空隊

6 実施内容

ヘリベース指揮者は、奈良県ヘリポートの奈良県防災航空隊事務所に航空指揮本部を立ち上げ、航空小隊の活動拠点であるヘリベースを設置し、航空機を用いた消防活動の指揮を執り訓練を行う。

航空指揮支援本部長はヘリベース指揮者を補佐し、ヘリベース指揮者の指揮を受け航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理する。

なお、航空指揮支援本部はヘリベースである奈良県ヘリポートに設置するものとする。

（1）指揮訓練

消防応援活動調整本部、航空運用調整班及び各消防本部と連携した訓練とする。

ア 初動対応、情報収集活動

イ 緊急消防援助隊の受援体制の確立

ウ 航空指揮本部・航空指揮支援本部の設置

- エ 航空運航に関する事項
- オ 航空小隊の活動調整
- カ 活動拠点ヘリベースの運営
- キ 燃料補給体制の調整
- ク 消防応援活動調整本部、航空運用調整班との連絡調整
- ケ 航空小隊の活動に係る記録

(2) 部隊運用訓練

受入態勢完了後から訓練を開始し、部隊参集訓練、航空小隊への任務付与から活動報告までを実施する。また、航空指揮支援本部の設定、航空指揮支援隊長の指名についても完了していることとする。

- ア ヘリベースの運営
- イ 部隊参集対応
- ウ 航空小隊への任務付与、部隊運用
- エ 航空小隊の活動に係る記録

7 時間進行

- (1) 事前に計画した部隊配置等により訓練を開始し、陸上部隊と連動した訓練を展開する。
- (2) 付与された情報をもとに部隊投入等を検討、消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部との情報共有及び活動対応を実施する。

8 共通事項

- (1) 航空指揮本部等の任務等については、航空部隊受援計画のとおりとする。
- (2) 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」第26条に基づき、航空指揮支援隊長は活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部を設置し、航空指揮支援本部長を指名すること。
- (3) ヘリコプター動態管理システムを有効に活用した情報共有を実施すること。
- (4) 任務付与時は、任務の詳細情報、飛行経路、航空機相互間の間隔、待機空域の指定、無線統制等の安全運航に関する情報を提供すること。
- (5) 奈良県防災航空隊は、航空部隊等の執務、待機等の体制を整備する。

大規模地震に係る各種救出救助及び消火訓練実施要領（訓練No. ㊫） 〈広陵町エリア〉

1 主眼

- （1）緊急消防援助隊府県大隊と他機関との情報共有及び連携
- （2）広範囲に及ぶ被災地域における活動場所の優先順位付け
- （3）複数府県大隊による活動における指揮命令系統の明確化
- （4）指揮支援隊長の管理及び安全管理部隊による安全管理を徹底した活動
- （5）救急特別編成部隊を編成した救急活動

2 想定

地震の影響で、北葛城郡広陵町内において複数災害により多数の負傷者が発生している。

3 実施日時

令和7年10月26日（日）8時30分から11時30分

4 実施場所

奈良県第二浄化センタースポーツ広場周辺（北葛城郡広陵町萱野）

5 参加機関

- （1）緊急消防援助隊府県大隊
- （2）緊急消防援助隊府県安全管理部隊
- （3）緊急消防援助隊航空小隊
- （4）奈良県警察本部

6 実施内容

- （1）被害状況の把握と情報伝達
- （2）各種救出救助訓練
- （3）火災防御訓練
- （4）航空小隊と連携した救出救助訓練

7 活動要領

- （1）活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- （2）訓練実施中は訓練スタッフ、訓練現示シート、安全管理員の指示に従うこと。
- （3）救急隊による要救助者等の搬送は、現場において示す仮想医療機関へ搬送することとし「要救助者（傷病者）の対応統一事項」に定めるとおり要救助者等を引き継ぐこと。
- （4）訓練の終了は、要救助者等全員を仮想医療機関へ搬送し引き継いだ時点又は指揮支援本部等の指示によるものとする。
- （5）活動の安全性及び効率性等を検証するため、訓練検証員を配置する。訓練終了後（11時30分以降）は、訓練検証員から活動部隊へ検証結果等をフィードバックする。

(6) 閉会式への参加については、指揮支援隊及び府県大隊長の指示に従うこと。

大規模地震に係る各種救出救助及び消火訓練実施要領（訓練 No. ㉑）

〈高取町エリア〉

1 主眼

- （１）緊急消防援助隊府県大隊等と他機関との情報共有及び連携
- （２）広範囲に及ぶ被災地域における活動場所の優先順位付け
- （３）複数府県大隊による活動における指揮命令系統の明確化
- （４）指揮支援隊長の管理及び安全管理部隊による安全管理を徹底した活動
- （５）林野火災に対する対応

2 想定

地震の影響で、高市郡高取町内において複数災害により多数の負傷者が発生及び周辺の山林において火災が発生している。

3 実施日時

令和7年10月26日（日）8時30分から12時00分

4 実施場所

たかとり健幸の森公園及び高取バイパス（高市郡高取町羽内）

5 参加機関

- （１）緊急消防援助隊府県大隊等
- （２）緊急消防援助隊府県安全管理部隊
- （３）堺市消防局エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- （４）緊急消防援助隊航空小隊
- （５）陸上自衛隊第4施設団第7施設群

6 実施内容

- （１）被害状況の把握と情報伝達
- （２）各種救出救助訓練
- （３）火災防御訓練
- （４）航空小隊と連携した消火訓練

7 活動要領

- （１）活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- （２）訓練実施中は訓練スタッフ、訓練現示シート、安全管理員の指示に従うこと。
- （３）救急隊による要救助者等の搬送は、現場において示す仮想医療機関へ搬送することとし「要救助者（傷病者）の対応統一事項」に定めるとおり要救助者等を引き継ぐこと。
- （４）訓練の終了は、要救助者等全員を仮想医療機関へ搬送し引き継いだ時点又は指揮支援本部等の指示によるものとする。

- (5) 活動の安全性及び効率性等を検証するため、訓練検証員を配置する。訓練終了後（12時00分以降）は、訓練検証員から活動部隊へ検証結果等をフィードバックする。
- (6) 当該訓練サイトの府県大隊等は閉会式に参加しない。引揚げ要領等にあつては指揮支援隊長または府県大隊長等の指示に従うこと。

合同救護所運営訓練実施要領（訓練No. ㉔）

1 主眼

- （１）合同救護所の設置及び運営
- （２）負傷者への適切な救護活動
- （３）円滑な航空機による広域搬送及びDMA Tとの連携
- （４）傷病者情報の集約及び情報共有

2 想定

中央構造線断層帯を震源とする大規模地震が発生し、奈良県北葛城郡広陵町、高市郡高取町において最大震度６強が観測され、数日前からの大雨の影響もあり土砂災害等の甚大な被害が発生し、医療調整本部の指示により合同救護所が設置された。

3 実施日時

令和7年10月26日（日）8時30分から11時30分まで

4 実施場所

- （１）広陵町エリア（奈良県第二浄化センター）
- （２）高取町エリア（たかとり健幸の森公園及び高取バイパス）

5 参加機関

- （１）緊急消防援助隊府県大隊
- （２）奈良DMA T

6 実施内容

- （１）合同救護所の設置及び運営
- （２）災害現場からの負傷者の受入れ及び救護活動
- （３）DMA Tとの情報共有及び連携
- （４）救急特別編成部隊の編制及び指揮命令系統の確立

7 活動要領

- （１）活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- （２）訓練実施中は訓練スタッフ、訓練現示シート、安全管理員の指示に従うこと。
- （３）救急隊による要救助者等の搬送は、現場において示す仮想医療機関へ搬送することとし、「要救助者（傷病者）の対応統一事項」及び「医療機関への搬送に関する統一事項」に定めるとおりとする。
- （４）要救助者等を合同救護所へ搬送したのち、DMA Tと連携し傷病程度を判断したうえで、仮想医療機関への搬送、又は航空機による広域搬送のために設けられた場外離着陸場へ搬送すること。
- （５）訓練の終了は、要救助者等全員を仮想医療機関へ搬送、又は航空機に引き継いだ時点、若し

くは指揮支援本部等の指示によるものとする。

- (6) 活動の安全性及び効率性等を検証するため、訓練検証員を配置する。訓練終了後（11時30分以降）は、訓練検証員から活動部隊へ検証結果等をフィードバックする。
- (7) 当該訓練サイトの府県隊活動隊は閉会式に参加しない。引揚げ要領等にあつては、指揮支援隊長または府県大隊長の指示によるもの。

8 DMATとの連携

- (1) 奈良DMAT設置運営要綱等に基づき活動する。
- (2) DMATは、1チーム4名（医師1名、看護師2名、事務調整員1）で編成される。
- (3) DMATのチームが複数ある場合は、代表者と活動の調整を図ること。
- (4) DMATは、広域災害・救急医療情報システム（EMIS：イーミス）を活用して、被災地域の医療情報を把握する。

航空部隊中高層建物救出救助訓練実施要領（訓練 No. ㉓）

1 主眼

- （１）関係機関との連携及び情報共有
- （２）地上隊から航空機の活動統制を行い、安全な航空体制の構築

2 想定

数日前から降り続く大雨及び大規模地震により、広陵町で甚大な被害が発生しているもので、河川増水による氾濫のため共同住宅の屋上において、数名の逃げ遅れた要救助者が発生している。

3 実施日時

令和7年10月26日（日）8時50分～12時40分

4 実施場所

奈良県第二浄化センター（奈良県北葛城郡広陵町萱野460）

【N34° 34′ 39″ E135° 44′ 59″】※民間訓練試験区域CK11-5内

5 参加機関

- （１）三重県防災航空隊
- （２）福井県防災航空隊

6 実施内容

河川増水、氾濫による逃げ遅れ要救助者を屋上から揚収救助し、ヘリベースへ搬送し、要救助者を引き継ぐ。

7 共通事項

- （１）活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- （２）活動指示及び安全運航上必要な事項は、航空部隊受援計画の別記様式4を用いて、ヘリベース指揮者から任務付与する。
- （３）民間訓練試験区域CK11-3内にあるため、区域内への進入離脱時は関西TCAとコンタクトすること。

8 その他

- （１）訓練会場（奈良県第二浄化センター）への進入は、統制波3chFLで地上安全管理員（ならしよ安全管理）と無線交信を行い、安全管理状況を確認した後、進入開始する。
- （２）ヘリベースで要救助者を地上航空隊員に引継いだ後に、燃料給油及び活動報告を実施する。

9 訓練現場図

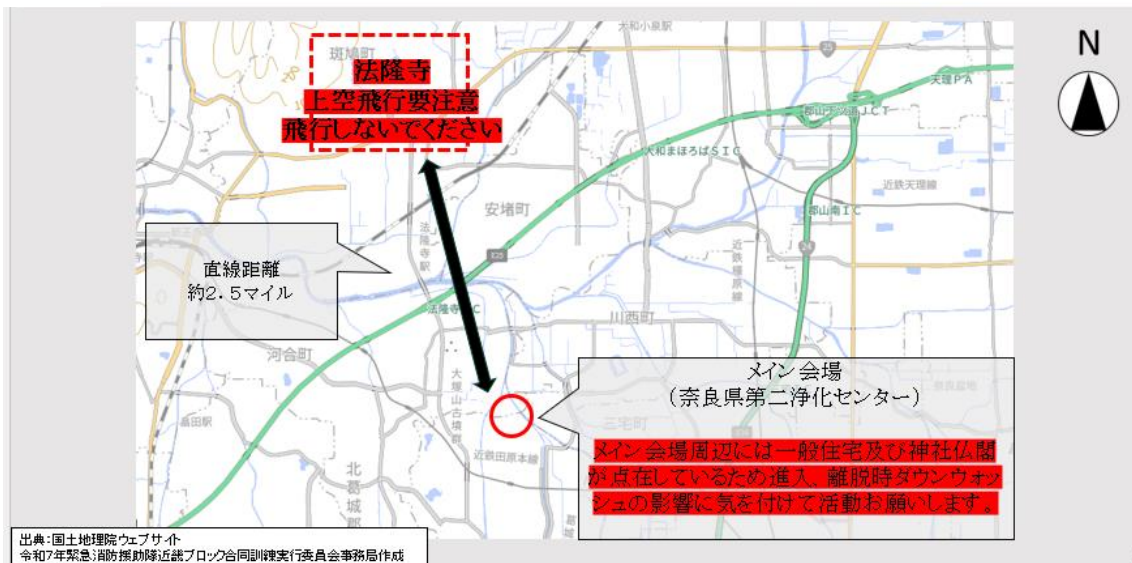
(1) 全体図



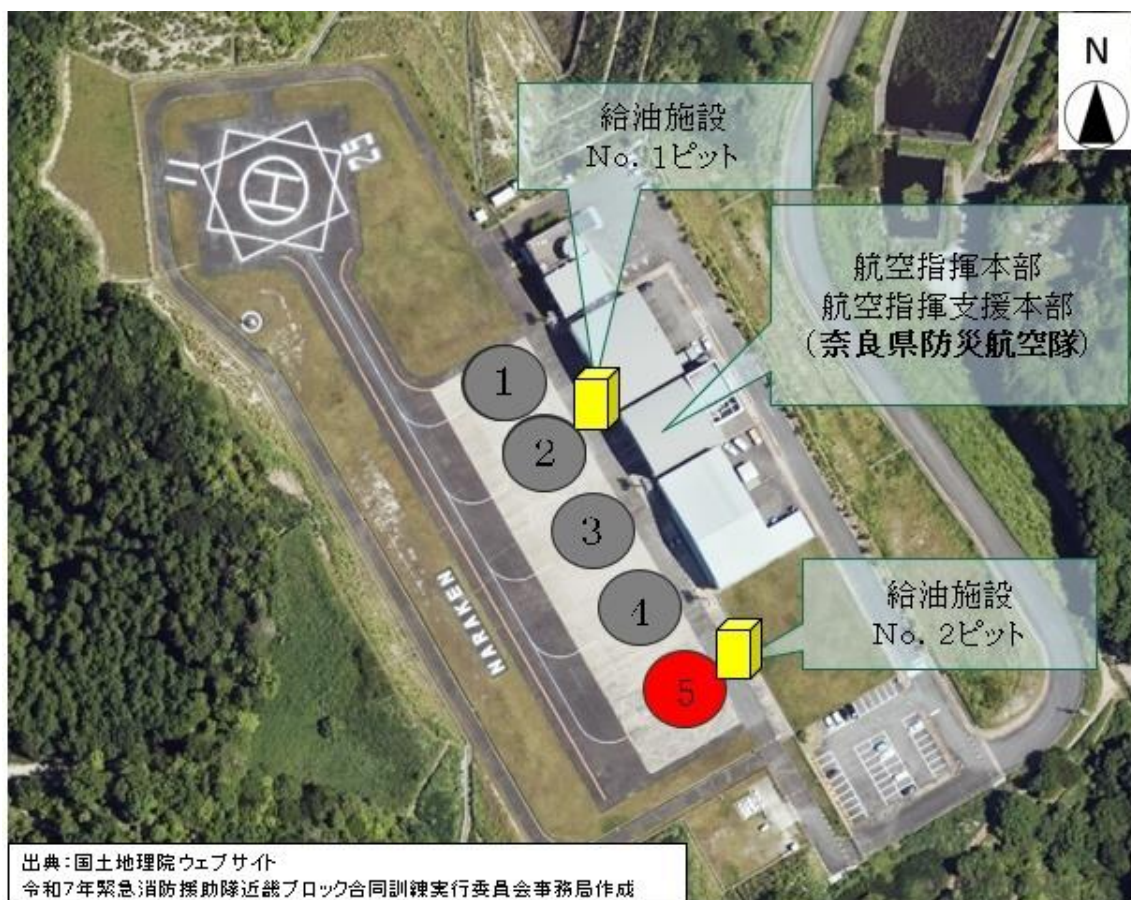
(2) 奈良県第二浄化センター



上空飛行要注意箇所
 メイン会場(奈良県第二浄化センター)北側2.5マイル 法隆寺及びメイン会場周辺

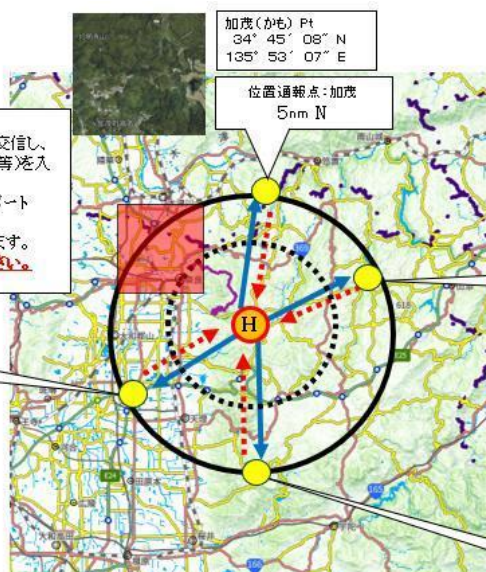
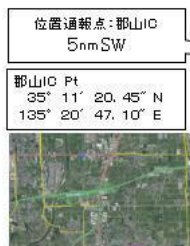


(3) 奈良県ヘリポート



ヘリベース進入・離脱経路及び位置通報点

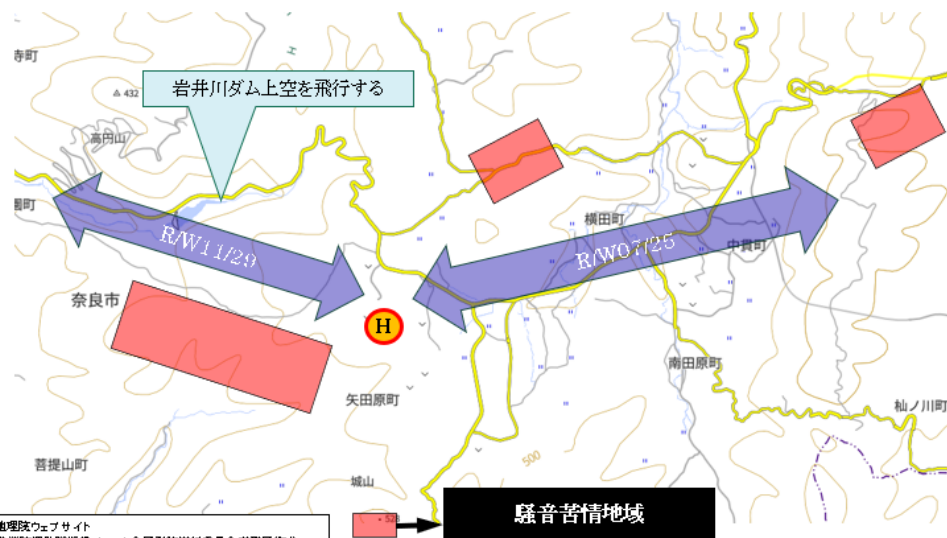
- ・5マイル圏(位置通報点)で、**「ほうさいならこうたい」**と交信し、離着陸情報(風向、風速、QNH、駐機スポット等)を入手する。
- ・3マイル圏内で、**「奈良県ヘリポート」**ローカル周波数にて一方送信し、離着陸をする。
- ・離着陸機が重なる場合は、出発機を優先します。
- ・**騒音苦情地域を避けて着陸(離陸)して下さい。**



出典: 国土地理院ウェブサイト
令和7年緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局作成

上空飛行要注意箇所

ヘリベース(奈良県ヘリポート)周辺詳細図



出典: 国土地理院ウェブサイト
令和7年緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局作成

航空部隊林野火災空中消火訓練実施要領（訓練 No. ②④）

1 主眼

- （１）関係機関との連携及び情報共有
- （２）地上隊から航空機の活動統制を行い、安全な航空体制の構築

2 想定

数日前から降り続く大雨及び大規模地震の影響により高取町で甚大な被害が発生しているもので林野火災が発生し延焼拡大している。

3 実施日時

令和7年10月26日（日） 8時20分～11時55分

4 実施場所

- （１）給水ポイント
千股ヘリポート（奈良県吉野郡吉野町千股）
【N34° 25′ 27″ E135° 51′ 14″】※民間訓練試験区域CK11-5内
- （２）散水ポイント
たかとり健幸の森公園（奈良県高市郡高取町）
【N34° 25′ 54″ E135° 46′ 38″】※民間訓練試験区域CK11-5内

5 参加機関

和歌山県防災航空隊

6 実施内容

- （１）大規模地震による災害で発生した林野火災を空中散水する。
- （２）地上給水及び空中散水を地上隊と連携し実施する。

7 共通事項

- （１）活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- （２）活動指示及び安全運航上必要な事項は、航空部隊受援計画の別記様式4を用いて、ヘリベース指揮者から任務付与する。
- （３）民間訓練試験区域CK11-5内にあるため、区域内への進入離脱時は関西TCAとコンタクトすること。

8 その他

- （１）訓練会場（給水ポイント）への進入は、統制波3chFLで地上支援隊（おおよど201）と無線交信を行い、安全管理状況を確認した後、進入する。また、予備隊として（ごせ301）も配置されます。

- (2) 訓練会場（散水ポイント）への進入は、統制波3 c h F Lで地上安全管理員（よしの安全管理）と無線交信を行い、安全管理状況を確認した後、進入を開始する。その後、統制波3 c h F Lで連携地上隊（コール名当日付与）と無線交信を行い、散水ポイント等の情報入手すること。

9 訓練現場図

(1) 全体図



出典：国土地理院ウェブサイト
令和7年緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局作成

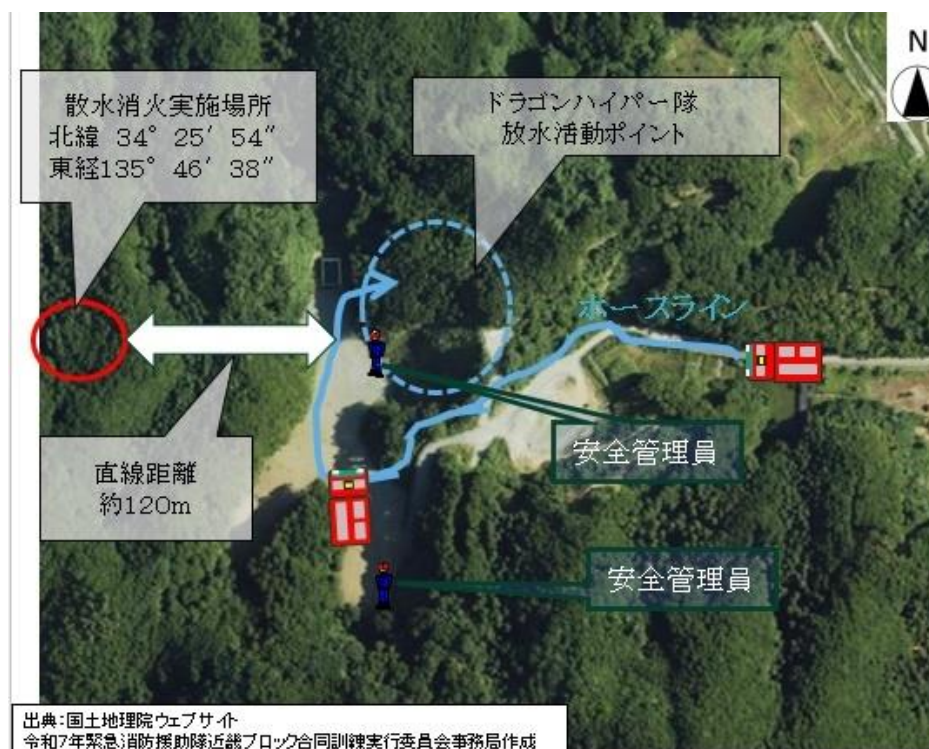


出典：国土地理院ウェブサイト
令和7年緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局作成

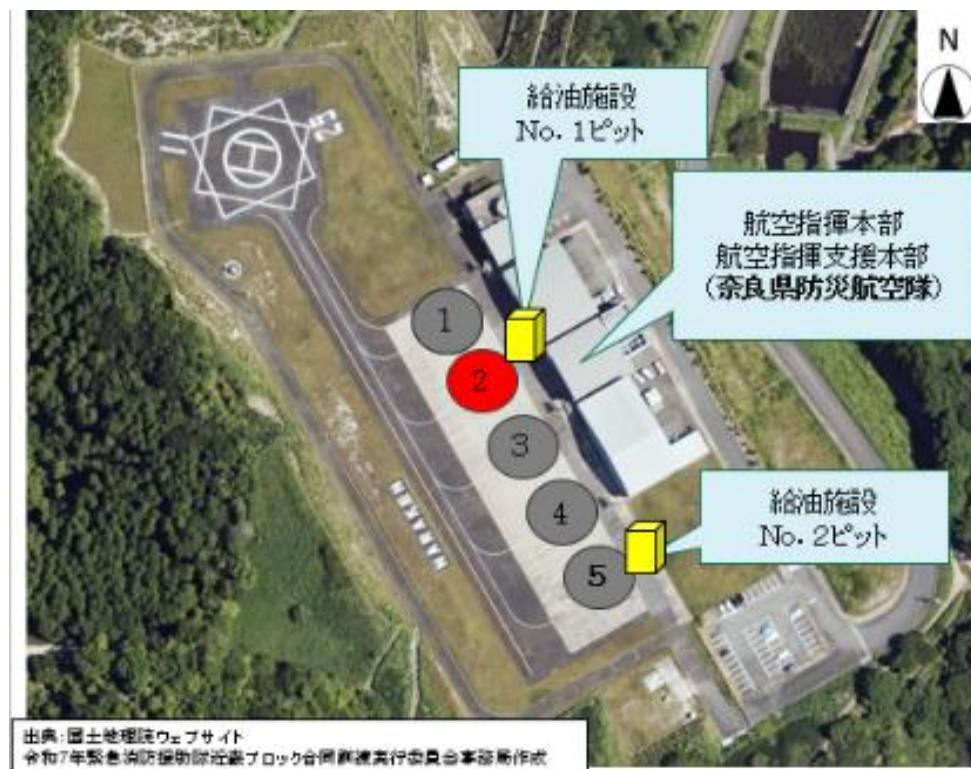
(2) 千股ヘリポート（給水ポイント）



(3) たかとり健幸の森公園（散水ポイント）



(4) 奈良県ヘリポート



航空部隊活動ミーティング訓練実施要領（訓練 No. ②⑤）

1 主眼

- （1）ヘリベース指揮者、航空運用調整班等による、各被災地現場での緊急消防援助隊等の活動内容、活動結果及び問題点等の報告及び総務省消防庁による指示
- （2）各被災地現場での活動報告結果に基づき、本日の活動場所及び活動方針の決定
- （3）航空機運用上の留意事項、気象状況の伝達

2 実施日時

令和7年10月26日（日） 8時00分から8時30分まで

3 実施場所等

奈良県防災航空隊事務所（ヘリベース）

4 参加機関：（会議参加場所）

- （1）総務省消防庁：（未定）
- （2）統括指揮支援隊【長】：（奈良県庁）
- （3）消防応援活動調整本部【長】：（奈良県庁）
- （4）航空運用調整班【長】：（奈良県庁）
- （5）指揮支援本部【長】：（被災地管轄消防本部）
- （6）航空指揮本部：（奈良県防災航空隊事務所）
- （7）航空指揮支援本部：（奈良県防災航空隊事務所）
- （8）緊急消防援助隊各府県航空小隊：（各航空隊基地）

5 実施内容

- （1）各機関は、対面及びWebを用いたハイブリッド会議により参加する。
- （2）ヘリベース指揮者、指揮支援本部長は災害活動記録、映像及び図面等を活用し、活動予定等について報告するものとする。
- （3）ヘリベース指揮者、指揮支援本部長は航空運用調整班長等と協議のうえ本日の活動調整を行い、その結果を緊急消防援助隊各府県航空小隊長に指示する。

6 その他

- （1）使用WEB会議システム：